

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 台東区議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………五

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八
- 肥料検査成績の公表……………
- …(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………九
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………
- …(東京都収用委員会)……………二

告示

●東京都告示第二百二十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

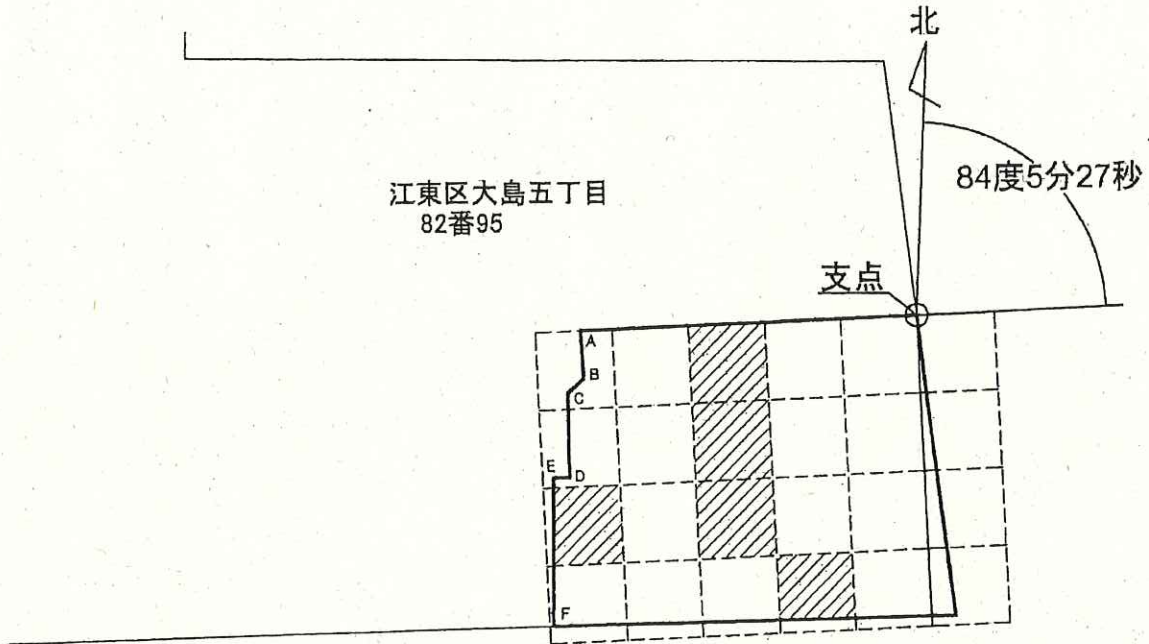
令和元年七月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区興野一丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 (84度5分27秒)】
 格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支店】
 支店は、江東区大島五丁目82番95のうちの点 (X:-34,771.995 Y:475.186) とする。

【境界点座標】

A	(X: -34,775.599 Y: 430.888)
B	(X: -34,782.242 Y: 431.549)
C	(X: -34,783.755 Y: 429.888)
D	(X: -34,794.786 Y: 430.456)
E	(X: -34,794.874 Y: 428.160)
F	(X: -34,812.873 Y: 428.867)

※支店及び境界点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

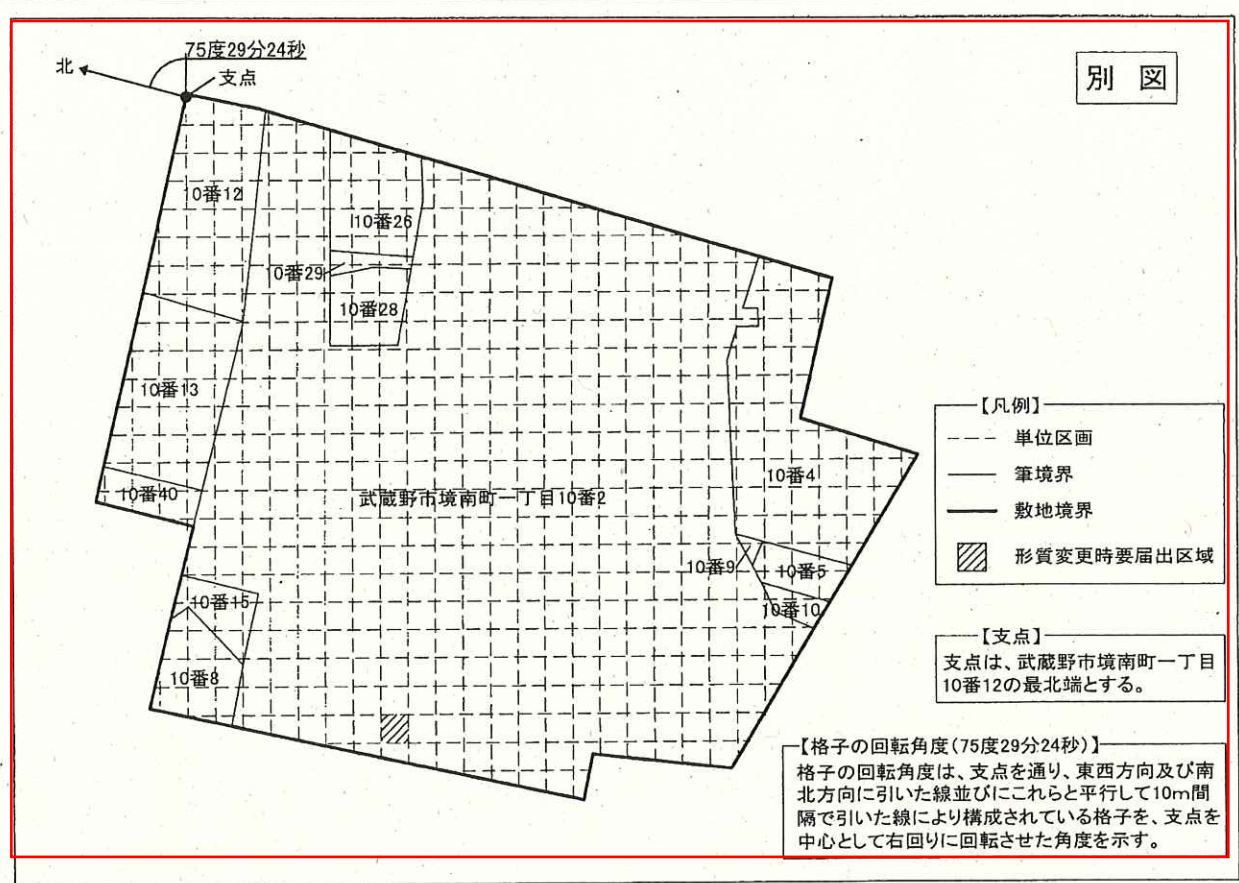
●東京都告示第二百二十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(武蔵野市境南町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第二百二十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千三十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去